



島根県報

平成22年 3 月 26 日 (金)

号外 第 4 4 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	(総 務 課)	13
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	(〃)	19
使用料及び手数料の額の改定等に関する条例	(〃)	27
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(人 事 課)	53
島根県職員定数条例の一部を改正する条例	(〃)	54
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	(〃)	55
特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例	(税 務 課)	56
島根県希少野生動植物の保護に関する条例	(自 然 環 境 課)	58
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(高 齢 者 福 祉 課)	77
食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	(薬 事 衛 生 課)	78
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	(建 築 住 宅 課)	84
島根県議会事務局条例の一部を改正する条例	(議 会 事 務 局)	85
県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	(教 育 庁 総 務 課)	86
島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例	(高 校 教 育 課)	87
県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例	〔高 校 教 育 課〕 〔義 務 教 育 課〕	89
島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例	(警 察 本 部)	90

公布された条例等のあらまし

◇貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第 6 号）

1 条例の概要

(1) 専修学校進学者特別支援資金に係る返還免除の規定の追加（第 2 条関係）

ア 貸付金の種類

平成21年度中に高等学校、特別支援学校の高等部又は中等教育学校を卒業し、かつ、平成22年度中に県内の専修学校（専門課程に限る。）に入学した者（以下「専修学校進学者」という。）に対する資金の貸付けを行う財団法人島根県育英会（以下「育英会」という。）に対して貸し付けた資金

イ 免除の条件及び範囲

育英会から資金の貸付けを受けた専修学校進学者が死亡し、又は心身に重度の障害を有することとなり、かつ、専修学校進学者、その相続人又は連帯保証人のいずれもが貸付金を返還することが著しく困難であると認められる場合において、育英会が債務を免除したとき。 債務の全部又は一部

(2) 島根県獣医師修学資金に係る返還免除の規定の追加（第 2 条関係）

ア 貸付金の種類

大学の獣医学を履修する課程に在学する者で、将来県の職員として獣医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付けた資金

イ 免除の条件及び範囲

(ア) 大学の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から2年を経過する日の翌日までの間に、県の職員として獣医師の業務に就き、かつ、引き続いて貸与期間の2分の3に相当する期間その業務に従事したとき。 債務の全部

(イ) 獣医師の業務の従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。 債務の全部

(ウ) 災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。 債務の全部又は一部

(3) 特定診療科医師緊急養成奨学金に係る返還免除の規定の追加（第 2 条関係）

ア 貸付金の種類

大学の医学を履修する課程に在学する者で、将来指定医療機関の特定診療科において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付けた資金

イ 免除の条件及び範囲

(ア) 大学の課程を修了した日の属する月の翌月に指定医療機関において臨床研修を開始し、かつ、引き続いて臨床研修を受け、その修了した日の属する月の翌月に指定医療機関の特定診療科において医師の業務に就き、かつ、引き続いて3年間その業務に従事（指定医療機関の長の指示により指定医療機関の特定診療科以外で医師の業務に従事した場合にあっては、通算して6月未満に限り、指定医療機関の特定診療科においてその業務に従事したものとみなす。）したとき。 債務の全部

(イ) 臨床研修の期間中又は医師の業務の従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。 債務の全部

(ウ) (2)のイの(ウ)に同じ。

(4) 研修医研修支援資金に係る返還免除の規定の追加（第 2 条関係）

ア 貸付金の種類

将来指定医療機関において後期研修を受けようとする臨床研修医又は将来特定地域医療機関において医師の業務に従事しようとする後期研修医に対して貸し付けた資金

イ 免除の条件及び範囲

(ア) 臨床研修医に対する貸付金の貸付けを受けた者が、臨床研修を修了した日の属する月の翌月に指定医療機関において後期研修を開始し、かつ、引き続いて3年間後期研修を受けたとき。 債務の全部

(イ) 後期研修医に対する貸付金の貸付けを受けた者が、後期研修を修了した日の属する月の翌月に特定地域医療機関において医師の業務に就き、かつ、引き続いて一定の期間（貸付けを受けた回数が、3回の場合にあっては3年間とし、2回の場合にあっては2年間とし、1回の場合にあっては1年間とする。）その業務に従事したとき。 債務の全部

(ウ) (ア)の者にあっては後期研修の期間中に、(イ)の者にあっては医師の業務の従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。 債務の全部

(エ) (2)のイの(ウ)に同じ。

(5) 返還債務を免除できる貸付金のうち、農業参入意向企業調査研究支援資金を削ることとした。（第2条関係）

(6) その他規定の整理

2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

◇職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第7号）

1 条例の概要

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

ア 月に60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当について、支給割合を100分の150とすることとした。（第13条関係）

イ アに伴う規定の整備

(2) 職員の勤務時間に関する条例の一部改正

ア 月に60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合と本来の支給割合との差額分の手当の支給に代えて正規の勤務時間においても勤務することを要しない日又は時間を指定することができることとする事とした。（第8条関係）

イ アに伴う規定の整理

(3) 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正

ア 事務職員及び学校栄養職員について(1)のア及び(2)のアに同じ。（第19条の5・第22条の8関係）

イ アに伴う規定の整備

(4) (1)から(3)までに伴う次に掲げる条例の規定の整備

ア 職員の休日及び休暇に関する条例

イ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例

ウ 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例

エ 職員の育児休業等に関する条例

オ 県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例

カ 市町村立学校の教職員定数条例

2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

◇使用料及び手数料の額の改定等に関する条例（条例第8号）

1 条例の概要

(1) 島根県手数料条例の一部改正

ア 土壌汚染対策法関係手数料（別表10の3の項関係）

(7) 汚染土壌処理業の許可の更新に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
汚染土壌処理業の許可の更新を受けようとする者	203,000円

(4) 汚染土壌処理業の変更の許可に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
汚染土壌処理業の変更の許可を受けようとする者	203,000円

(7) その他規定の整理

イ と畜場法関係手数料（別表29の項関係）

獣畜のとさつ又は解体の検査に係る手数料の額の改定

区 分	改 正 前	改 正 後
牛又は馬以外のもの（病畜を除く。）	460円	430円

(2) 島根県農業技術センター分析等手数料条例の一部改正

ア 農業に関する分析等に係る手数料の新設（別表1の表3の項関係）

分析等の内容	手数料の額
ガスクロマトグラフ質量分析	1 試料につき 32,600円

イ 食品に関する分析等に係る手数料の新設（別表2の表1の項関係）

分析等の内容	手数料の額
ガスクロマトグラフ質量分析	1 試料につき 17,100円

(3) 島根県畜産技術センター分析等手数料条例の一部改正

牛の体外受精卵の生産に係る手数料の新設（別表2の表関係）

区 分	金 額
経膈 ^{ちつ} 採卵による体外受精卵の生産	1 回につき 34,000円

(4) 島根県家畜保健衛生所条例の一部改正

牛の体外受精卵の移植を行うことに伴う事務の名称の改正（第4条・別表第7関係）

改 正 前	改 正 後
牛の体内受精卵の移植	牛の受精卵の移植

(5) 島根県漁港管理条例の一部改正

ア 管類の布設に係る占用料の区分の見直し（別表第2関係）

イ 港湾施設使用料の額の改定に準じた占用料の額の改定（別表第2関係）

(6) 島根県道路占用料徴収条例の一部改正

ア 管類の布設に係る占用料の区分の見直し（別表関係）

イ 国の道路占用料の額の改定に準じた占用料の額の改定（別表関係）

(7) 島根県港湾施設条例の一部改正

ア 管類の布設に係る使用料の区分の見直し（別表第2関係）

イ 道路占用料の額の改定に準じた使用料の額の改定（別表第2関係）

ウ その他規定の整備

(8) 島根県空港条例の一部改正

道路占用料の額の改定に準じた使用料の額の改定（別表第3関係）

(9) 島根県立都市公園条例の一部改正

ア 管類の布設に係る占用料の区分の見直し（別表第2関係）

イ 道路占用料の額の改定に準じた占用料の額の改定（別表第2関係）

ウ その他規定の整備

2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。ただし、1の(7)及び(8)については、それぞれ規則で定める日から施行することとした。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第9号）

1 条例の概要

(1) 支給対象となる職員の勤務する公署の改正（第18条・第29条関係）

手 当 名	改 正 内 容
環境衛生検査業務従事手当	支給対象公署に環境生活部廃棄物対策課を加えること（公害に関する法令の規定に基づく立入検査又は測定の業務に従事した場合に限る。）。
福祉業務従事手当	支給対象公署から健康福祉部地域福祉課を削ること。

(2) 課の名称変更に伴う規定の整理

(3) その他規定の整理

2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

◇島根県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第10号）

1 条例の概要

知事の事務部局の職員の定数の改正（第2条関係）

区 分	改 正 前	改 正 後	増 減
特別会計に属する職員	51人	57人	6人

2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

◇公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（条例第11号）

1 条例の概要

職員を派遣することができる公益的法人等に社団法人島根県観光連盟を追加することとした。（第2条関係）

2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

◇特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（条例第12号）

1 条例の概要

(1) 農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令に規定する地区内において、法人等が製造の事業等の用に供するための設備を新設し、又は増設した場合に、事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税を免除する措置を廃止することとした。（第2条関係）

(2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県希少野生動植物の保護に関する条例（条例第13号）

1 条例の概要

- (1) この条例は、県内に生息し、又は生育する野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として県民の豊かな生活に欠かすことのできないものであることにかんがみ、県、県民等、民間団体及び事業者が協働して希少野生動植物の保護を図ることにより生物の多様性を確保し、もって県民共有の財産である健全な自然環境を次代に継承することを目的とすることとした。（第1条関係）
- (2) 次のとおり定義規定を設けることとした。（第2条関係）
 - ア 希少野生動植物とは、県内に生息し、又は生育する野生動植物の種（亜種又は変種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）のうち、県内にその本来の生息地又は生育地（以下「生息地等」という。）を有するものであって、種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないもの、種の個体の主要な生息地等が消滅しつつあるもの等をいうこと。
 - イ 指定希少野生動植物とは、希少野生動植物（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する国内希少野生動植物種及び緊急指定種を除く。）のうち、知事が特に保護を図る必要があると認めて、(5)により指定するものをいうこと。
 - ウ 県民等とは、県民及び滞在者をいうこと。
 - エ 民間団体とは、県内において野生動植物の保護を図るための活動を行う民間の団体をいうこと。
- (3) 県、県民等及び事業者の責務について定めることとした。（第3条―第5条関係）
- (4) 知事は、あらかじめ島根県自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、希少野生動植物の保護のための基本方針（希少野生動植物の保護に関する基本構想、指定希少野生動植物の選定に関する基本的な事項等を定めたものをいう。）を定めるものとする事とした。（第7条関係）
- (5) 指定希少野生動植物は、あらかじめ審議会の意見を聴いて、知事が指定することとした。（第8条関係）
- (6) 県民及び民間団体は、理由を付して、指定希少野生動植物の指定について知事に対し、提案することができる事とした。（第9条関係）
- (7) 指定希少野生動植物の個体の所有者又は占有者は、指定希少野生動植物を保護することの重要性を自覚し、その個体を適切に取り扱うように努めなければならないこととした。（第10条関係）
- (8) 知事は、指定希少野生動植物の個体の所有者又は占有者に対し、その個体の取扱いに関し必要な助言又は指導をすることができる事とした。（第11条関係）
- (9) 指定希少野生動植物の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）をしてはならないこととした。（第12条関係）
- (10) 学術研究、繁殖等の目的で指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、知事の許可を受けなければならないこととした。（第13条第1項関係）
- (11) (10)の許可を受けた者又はその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者は、捕獲等をするとき、許可証又は従事者証を携帯しなければならないこととした。（第13条第8項関係）
- (12) 知事は、(10)の許可を受けた者に対し、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる事とした。（第14条関係）
- (13) (9)に違反して捕獲等をされたもの等については、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取りをしてはならないこととした。（第15条関係）
- (14) 知事は、(10)の許可を受けている者に対し、指定希少野生動植物の個体の取扱いの状況等について報告を求め、又はその職員に、指定希少野生動植物の個体の捕獲等に係る場所等に立ち入り、指定希少野生動植物の個体等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる事とした。（第16条関係）
- (15) 土地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たっては、指定希少野生動植物の保護に留意しなければならない事とした。（第17条関係）
- (16) 知事は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、土地の所有者又は占有者に対し、その土

- 地の利用の方法等に関し必要な助言又は指導をすることができることとした。(第18条関係)
- (17) 知事は、指定希少野生動植物の個体の生息地等及びこれと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その指定希少野生動植物の保護のため重要と認めるものを、あらかじめ審議会等の意見を聴いて、生息地等保護区として指定することができることとした。(第19条関係)
- (18) 知事は、生息地等保護区の区域内で指定希少野生動植物の保護のため特に必要があると認める区域を、あらかじめ審議会等の意見を聴いて、管理地区として指定することができることとした。(第20条第1項・第3項関係)
- (19) 管理地区の区域内においては、知事の許可を受けなければ一定の行為をしてはならないこととした。(第20条第4項関係)
- (20) 知事は、管理地区の区域内で指定希少野生動植物の個体の生息又は生育(以下「生息等」という。)のため特にその保護を図る必要があると認める場所を、その場所の土地の所有者又は占有者の同意を得て、立入制限地区として指定することができることとした。(第21条第1項・第2項関係)
- (21) 知事が定める期間内は、立入制限地区の区域内に立ち入ってはならないこととした。ただし、知事がやむを得ない事由があると認めて許可をした場合等は、この限りではないこととした。(第21条第4項関係)
- (22) 生息地等保護区の区域で管理地区の区域に属さない部分の区域内において管理地区で禁止された行為のうち一部の行為をしようとする者は、あらかじめ知事に届け出なければならないこととした。(第22条第1項関係)
- (23) 知事は、(22)による届出があった場合においては、届出をした者に対し、届出に係る行為をすることを禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができることとした。(第22条第2項関係)
- (24) (22)により届出をした者は、届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ、届出に係る行為に着手してはならないこととした。(第22条第5項関係)
- (25) 知事は、(19)又は(22)の行為をしている者に対し、その行為の実施方法について指示をすることができることとした。(第23条第1項関係)
- (26) 知事は、(19)若しくは(21)に違反した者、(19)若しくは(21)の許可に付された条件に違反した者、(22)に違反した者又は(23)の命令に違反した者に対し、原状回復を命じ、その他指定希少野生動植物の個体の生息地等の保護のため必要な措置をとるべきことを命ずることができることとした。(第23条第2項関係)
- (27) 知事は、(19)又は(22)の行為をした者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができることとした。(第24条第1項関係)
- (28) 知事は、その職員に、生息地等保護区の区域内において、(19)又は(22)の行為をした者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、それらの者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又は行為の影響について調査をさせることができることとした。(第24条第2項関係)
- (29) 知事は、(17)、(18)又は(20)による指定をするための実地調査のために、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができることとした。(第25条第1項関係)
- (30) 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、(29)による立ち入りを拒み、又は妨げてはならないこととした。(第25条第4項関係)
- (31) 県は、(19)の許可を受けることができないこと等により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をすることとした。(第26条関係)
- (32) 知事は、審議会の意見を聴いて保護管理計画(保護管理事業の対象とすべき指定希少野生動植物ごとに、保護管理事業の目標、保護管理事業が行われるべき区域、保護管理事業の内容等を定めたものをいう。以下同じ。)を定めるものとする事とした。(第27条関係)
- (33) 県民及び民間団体は、理由を付して、保護管理計画を変更することについて知事に対し、提案することができることとした。(第28条関係)
- (34) 県は指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは保護管理事業を行い、国及び他の地方公共団体はその行う保護管理事業の事業計画が保護管理計画に適合している旨の知事の確認を、国及び地方公共団体以外の

者はその行う保護管理事業の事業計画が保護管理計画に適合している旨の知事の認定を受けることができることとした。(第29条関係)

(35) 認定保護管理事業等(県の保護管理事業及び(34)の確認又は認定を受けた保護管理事業をいう。)として実施する行為については、(9)、(19)、(21)、(22)及び(39)を適用しないこととした。(第30条関係)

(36) 県は、この条例の趣旨にのっとり県民及び民間団体が自発的に行う野生動植物の保護に関する活動を促進するために、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする事とした。(第33条関係)

(37) 知事は、希少野生動植物の個体の生息等の状況又はその生息地等の状況の巡視等を行う県民及び民間団体を、希少野生動植物保護巡視員又は希少野生動植物保護巡視団体として認定することができることとした。(第34条関係)

(38) 国若しくは県の機関又は他の地方公共団体が行う事務又は事業については、(8)、(9)、(13)、(16)、(19)、(21)、(22)、(25)、(27)及び(28)を適用しないこととした。(第36条第1項関係)

(39) 国若しくは県の機関又は他の地方公共団体は、人の生命又は身体の保護その他のやむを得ない事由がある場合以外の場合に指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等をしようとするとき、又は(19)若しくは(21)の許可を受けるべき行為に該当する行為をしようとするときは、規則で定める場合を除き、あらかじめ、知事に協議し、その同意を得なければならないこととした。(第36条第2項関係)

(40) 次に掲げる者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとした。(第38条関係)

ア (9)、(13)又は(19)に違反した者

イ (12)又は(26)による命令に違反した者

(41) 次に掲げる者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処することとした。(第39条関係)

ア (10)又は(19)の許可に付された条件に違反した者

イ (21)に違反した者

(42) 次に掲げる者は、30万円以下の罰金に処することとした。(第40条関係)

ア (21)の許可に付された条件に違反した者

イ (22)による届出をしないで届出を要する行為をし、又は虚偽の届出をした者

ウ (23)による命令に違反した者

エ (24)に違反した者

(43) 次に掲げる者は、20万円以下の罰金に処することとした。(第41条関係)

ア (11)に違反して許可証又は従事者証を携帯しないで捕獲等をした者

イ (14)による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

ウ (27)による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は(28)による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

エ (30)に違反して、(29)による立入りを拒み、又は妨げた者

(44) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、(40)から(43)までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して(40)から(43)までの罰金刑を科することとした。(第42条関係)

(45) 島根県自然環境保全条例の規定の整備

2 施行期日

公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。ただし、1の(1)から(4)まで及び(45)については、平成22年4月1日から施行することとした。

1 条例の概要

介護保険法に基づく事務のうち、次の事務を松江市に権限移譲することとした。（第2条の表第55号関係）

- (1) 介護老人保健施設の開設の許可等をした旨の公示
- (2) 適合高齢者専用賃貸住宅の届出の受理

2 施行期日

1の(1)については公布の日から、1の(2)については平成22年4月1日から施行することとした。

◇食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（条例第15号）

1 条例の概要

- (1) 公衆衛生上の措置の基準の改正（別表第1関係）

ア 自動販売機による営業以外の営業の施設の管理に係る衛生的措置の基準の追加

- (ア) 営業の施設において殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合には、食品を汚染しないようにすることとした。
- (イ) 食品等の取扱いの基準の追加

- a 原材料は、適切なものを選択し、必要に応じて前処理を行うこととした。
- b 原材料及び製品に異物が混入しないようにすることとした。
- c 製造等の工程において、食品に原材料として使用していない特定原材料（食品衛生法施行規則に規定する特定原材料をいう。）が混入しないようにすることとした。
- d 製品の販売に当たっては、品質、表示、衛生状態等について点検することとした。

- (ウ) 食品取扱従事者の衛生管理の基準の追加

- a 従事者が、下痢、腹痛等の症状を呈している場合又は手指等に化膿^{のう}を伴う外傷がある場合に、当該者にその旨を営業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者に報告させ、食品衛生上の危害の発生の防止のための措置を講ずることとした。
- b 従事者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類感染症、二類感染症（結核を除く。）又は三類感染症の患者又は無症状病原体保有者であることが判明した場合は、保菌していないことが判明するまで食品に直接接触する業務に従事させないこととした。

イ 自動販売機による営業に係る食品取扱従事者の衛生管理の基準にアの(ウ)のa及びbを追加することとした。

ウ 記録の作成及び保存に係る基準の追加

- (ア) 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、原材料又は製品に係る仕入れ、出荷、販売その他必要な事項に関する記録の作成及び保存を行うこととした。
- (イ) (ア)の記録の保存期間は、製品の消費期限、賞味期限等に応じて合理的な期間を設定することとした。

エ 回収、廃棄等に係る基準の追加

- (ア) 製品に起因する食品衛生上の問題が発生した場合において、消費者に対する健康被害を未然に防止する観点から、当該製品を迅速かつ適切に回収するための連絡体制を整備し、具体的な回収の方法及び知事への報告の手順を定めることとした。
- (イ) (ア)の問題が発生した場合において回収された製品は、その他の製品等と明確に区別して保管し、適切に廃棄等の措置を講ずることとした。

オ 情報の報告に係る基準の追加

医師の診断により、製品に起因するとされ、又はその疑いがあるとされた消費者の健康被害及び食品衛生法の規定に違反していることが判明した製品に関する情報について、速やかに知事に報告することとした。

- (2) 営業の施設の基準の改正（別表第2関係）

ア 一般営業施設の便所に係る基準の改正

- (ア) 手指の消毒のための設備の基準を緩和し、その基準に消毒器具の設置を加えることとした。

(イ) 手洗いの設備の基準の改正

改 正 前	改 正 後
流水式洗浄設備の設置	流水式手洗い設備の設置

イ 一般営業施設の業種別基準の改正

(ア) 調理室等における手指の消毒のための設備及び手洗いの設備の基準についてアの(ア)及び(イ)とすることとした。

(イ) 魚介類販売業について、処理をしない場合であっても冷蔵庫又は冷凍庫を設置することとした。

(ウ) 魚介類せり売営業について、処理を行わない場合にあっては、せり売場所に(ア)の基準を満たす設備等を設置することとした。

(エ) その他一部の業種について施設の基準の緩和

ウ 特殊営業施設の基準の改正

手指の消毒のための設備の基準についてアの(ア)とすることとした。

(3) その他規定の整備

2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。ただし、1の(1)のウからオまでについては、平成22年10月1日から施行することとした。

◇島根県営住宅条例の一部を改正する条例（条例第16号）

1 条例の概要

県営住宅の設置を定めた別表に次の団地を加えることとした。（別表関係）

団地の名称	所在地
片庭団地	浜田市

2 施行期日

規則で定める日から施行することとした。

◇島根県議会議務局条例の一部を改正する条例（条例第17号）

1 条例の概要

議会議務局に政務調査課を置くこととした。（第5条関係）

2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

◇県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第18号）

1 条例の概要

義務教育等教員特別手当の支給月額限度額の改正

改 正 前	改 正 後
15,900円	11,700円

2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

◇島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例（条例第19号）

1 条例の概要

(1) 定時制の課程の授業料の額及び区分の改正（第3条・別表第2の1の表関係）

改正前		改正後	
区 分	年 額	区 分	年 額
定時制の課程	28,800円	定時制の課程（単位制による課程を除く。）	32,400円

(2) 受講料の額及び区分の改正（第3条・別表第2の2の表関係）

改正前		改正後	
単位数（1科目につき）	金 額	区 分	金 額
2単位まで	860円	定時制の課程（単位制による課程に限る。）	1単位につき 1,620円
3単位以上	860円に2単位を超える1単位ごとに210円を加算した額	通信制の課程	1単位につき 330円

(3) 聴講料の新設（第3条・別表第2の3の表関係）

区 分	金 額
定時制の課程（単位制による課程に限る。）	1単位につき 1,620円
通信制の課程	1単位につき 330円

(4) 教育委員会は、専攻科に在学する者が納付すべき授業料を除き、平成22年度以降に係る授業料又は受講料について、その納付を猶予することができることとした。（附則第4項関係）

(5) その他規定の整備

2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

◇県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例（条例第20号）

1 条例の概要

高等学校の教育職員等の定数の改正

区 分		改正前	改正後	増 減
高等学校	教育職員	1,641人	1,638人	△3人
	事務職員、技術職員その他の職員	203人	196人	△7人
特別支援学校	教育職員	919人	957人	38人
	事務職員、技術職員その他の職員	82人	81人	△1人
小学校及び中学校	教育職員	5,301人	5,280人	△21人
	事務職員及び技術職員	375人	365人	△10人

2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

◇島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例（条例第21号）

1 条例の概要

警察官の定員の改正（第2条関係）

区 分	改正前	改正後	増 減
警視	71人	72人	1人
警部	146人	146人	—

警部補及び巡査部長	822人	824人	2人
巡査	431人	432人	1人
計	1,470人	1,474人	4人

2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 6 号

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「島根県立農業大学校奨学金」を「専修学校進学者特別支援資金」に改める。

第 2 条の表島根県立農業大学校奨学金の項中「島根県の区域内（以下「県内」という。）」を「県内」に改め、同項の前に次のように加える。

専修学校進学者特別支援資金	雇用状況の悪化を受けて進路変更した者の修学を支援するため、平成21年度中に学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校、特別支援学校の高等部又は中等教育学校を卒業し、かつ、平成22年度中に島根県の区域内（以下「県内」という。）の同法による専修学校（専門課程に限る。）に	育英会から資金の貸付けを受けた専修学校進学者（以下この項において「被貸与者」という。）が死亡し、又は心身に重度の障害を有することとなり、かつ、被貸与者、その相続人又は連帯保証人のいずれもが貸付金を返還することが著しく困難であると認められる場合において、育英会が債務を免除したとき。	債務の全部又は一部
---------------	---	--	-----------

	<p>入学した者（以下この項において「専修学校進学者」という。）に対する資金の貸付けを行う財団法人島根県育英会（昭和33年6月17日に財団法人島根県育英会という名称で設立された法人をいう。以下この項において「育英会」という。）に対して貸し付けた資金</p>		
--	--	--	--

第 2 条の表青年農業者等早期経営安定資金の項中「以下同じ。」を削り、同表農業参入意向企業調査研究支援資金の項を次のように改める。

島根県 獣医師 修学資 金	<p>県内の家畜衛生及び公衆衛生の充実を図るため、学校教育法による大学の獣医学を履修する課程に在学する者で、将来県の職員として獣医師の</p>	<p>1 大学の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から 2 年を経過する日の翌日までの間に、県の職員として獣医師の業務に就き、かつ、引き続いて貸与期間の 2 分の 3 に相当する期間その業務に従事したとき。</p>	債務の全部
------------------------	---	---	-------

	業務に従事しようとするものに対して貸し付けた資金	2 前号に規定する従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。	
		3 災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。	債務の全部 又は一部

第 2 条の表看護学生修学資金の項中「（昭和 22 年法律第 26 号）」を削り、同表緊急医師確保対策枠奨学金の項の次に次のように加える。

特定診療科医師緊急養成奨学金	県内の医療機関の医師の確保及び充実を図るため、学校教育法による大学（自治医科大学を除く。）の医学を履修する課程に在学する者で、将来指定医療機関の特定診療科（知事が別に定める診療科をいう。以下この項において同	1 大学の課程を修了した日の属する月の翌月に（疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合には、当該やむを得ない事由がやんだ後遅滞なく）指定医療機関において臨床研修を開始し、かつ、引き続いて臨床研修を受け、その修了した日の属する月の翌月に（疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合には、当該やむを得ない事由がやんだ後	債務の全部
----------------	---	--	-------

<p>じ。)において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付けた資金</p>	<p>遅滞なく) 指定医療機関の特定診療科において医師の業務に就き、かつ、引き続いて3年間(疾病、負傷その他やむを得ない事由があるためその業務に従事することができなかった期間を除く。)その業務に従事(当該指定医療機関の長の指示により指定医療機関の特定診療科以外で医師の業務に従事した場合にあっては、通算して6月未満に限り、指定医療機関の特定診療科においてその業務に従事したものとみなす。)したとき。</p> <p>2 前号に規定する臨床研修の期間中又は従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。</p> <p>3 災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。</p>	<p>債務の全部 又は一部</p>
---	---	-----------------------

<p>研修医 研修支 援資金</p>	<p>県内の医療機関の 医師の確保及び充 実を図るため、将 来指定医療機関に おいて後期研修 (臨床研修修了後 に受ける医師の専 門性に関する研修 をいう。以下この 項において同じ。)を受けよう とする臨床研修医 (臨床研修を受け ている者をいう。 以下この項におい て同じ。)又は将 来特定地域医療機 関において医師の 業務に従事しよう とする後期研修医 (後期研修を受け ている者をいう。 以下この項におい て同じ。)に対し て貸し付けた資金</p>	<p>1 臨床研修医に対する貸付金 の貸付けを受けた者が、臨床 研修を修了した日の属する月 の翌月に(疾病、負傷その他 やむを得ない事由があると認 められる場合には、当該やむ を得ない事由がやんだ後遅滞 なく)指定医療機関において 後期研修を開始し、かつ、引 き続いて3年間(疾病、負傷 その他やむを得ない事由があ るため後期研修を受けること ができなかった期間を除 く。)後期研修を受けたとき。</p> <p>2 後期研修医に対する貸付金 の貸付けを受けた者が、後期 研修を修了した日の属する月 の翌月に(疾病、負傷その他 やむを得ない事由があると認 められる場合には、当該やむ を得ない事由がやんだ後遅滞 なく)特定地域医療機関にお いて医師の業務に就き、か つ、引き続いて一定の期間 (貸付けを受けた回数が、3 回の場合にあっては3年間と</p>	<p>債務の全部</p>
----------------------------	--	--	--------------

		<p>し、2 回の場合にあっては 2 年間とし、1 回の場合にあっては 1 年間とする。) (疾病、負傷その他やむを得ない事由があるためその業務に従事することができなかった期間を除く。) その業務に従事したとき。</p> <p>3 第 1 号に規定する後期研修の期間中又は前号に規定する従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。</p>	
		<p>4 災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。</p>	<p>債務の全部 又は一部</p>

附 則

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 7 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和 26 年島根県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「ときは」の次に「、勤務時間条例第 8 条第 1 項に規定する時間外勤務代休時間」を加える。

第 13 条第 3 項中「この項」の次に「及び次項」を加え、同条に次の 3 項を加える。

- 4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。以下この項及び次項において「正規の勤務時間外にした勤務」という。）の時間と前項の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務（前項の人事委員会規則で定める時間の勤務を除く。以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務」という。）の時間を合計した時間が 1 箇月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えてした正規の勤務時間外にした勤務及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の全時間に対して、第 1 項（第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 16 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務にあつては 100 分の 150（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては 100 分の 50 を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第 8 条第 1 項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する 60 時間を超えてした正規の勤務時間外にした勤務及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、第 16 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務にあつては 100 分の 150（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）から第 1 項に規定する人事委員会規則で定める割合（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を減じた割合、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては 100 分の 50 から第 3 項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 第 2 項に規定する 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に係る時間について前 2 項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第 1 項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100 分の 100」とする。

（職員の勤務時間に関する条例の一部改正）

第 2 条 職員の勤務時間に関する条例（昭和 27 年島根県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条を第 11 条とし、第 9 条を第 10 条とする。

第 8 条第 2 項中「前条第 2 項」を「第 7 条第 2 項」に改め、同条第 3 項中「（昭和 27 年島根県条例第 10 号）」を削り、同条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（時間外勤務代休時間）

第 8 条 任命権者は、職員の給与に関する条例（昭和 26 年島根県条例第 1 号）第 13 条第 4 項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わ

る措置の対象となるべき時間（次項において「時間外勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日のうち職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号）第2条第1項に規定する休日及び同条例第3条第1項に規定する代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

- 2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第3条 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「（休日）」を「（勤務時間条例第8条第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日）」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第4条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「及び第5条」を「、第5条及び第8条」に改める。

（職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正）

第5条 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年島根県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「休日及び」を「時間外勤務代休時間、休日及び」に改め、「並びに年次有給休暇並びに休職の期間」を削り、同条に次の1号を加える。

(3) 年次有給休暇及び休職の期間

（市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正）

第6条 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第15条中「第22条の9」を「第22条の8第1項に規定する時間外勤務代休時

間又は休日休暇条例（第22条の10」に、「。以下「休日休暇条例」という」を「）をいう。以下同じ」に改め、「第4条第1項」の次に「（学校栄養職員及び事務職員については、第22条の10の規定により読み替えられた同項）」を加える。

第19条の5第3項中「この項」の次に「及び次項」を加え、同条に次の3項を加える。

- 4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務（第22条の2第1項、第22条の3及び第22条の4の規定に基づく週休日における勤務のうち教育委員会規則で定めるものを除く。以下この項及び次項において「正規の勤務時間外にした勤務」という。）の時間と前項の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務（前項の教育委員会規則で定める時間の勤務を除く。以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務」という。）の時間を合計した時間が1箇月について60時間を超えた学校栄養職員及び事務職員には、その60時間を超えてした正規の勤務時間外にした勤務及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第20条の2第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 5 第22条の8第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に学校栄養職員及び事務職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えてした正規の勤務時間外にした勤務及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対し

ては、当該時間1時間につき、第20条の2第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する教育委員会規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の50から第3項に規定する教育委員会規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

- 6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する教育委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

第22条の9に後段として次のように加える。

この場合において、学校栄養職員及び事務職員については、休日休暇条例第4条第1項中「人事委員会規則」とあるのは「教育委員会規則」と、「休日を除く。」とあるのは「市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）第22条の8第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。」とする。

第22条の9を第22条の10とする。

第22条の8第2項中「前条第2項」を「第22条の7第2項」に改め、同条を第22条の9とし、第22条の7の次に次の1条を加える。

（時間外勤務代休時間）

第22条の8 市町村教育委員会は、第19条の5第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき学校栄養職員及び事務職員に対して、教育委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（次項において「時間外勤務代休時間」という。）として、教育委員会規則で定める期間内にある第22条の2第2項、第22条の3又は第22条の4の規定により勤務時間が割り振られた日のうち休日休暇条例第3条第

1 項に規定する休日及び第22条の10の規定により読み替えられた休日休暇条例第 4 条第 1 項に規定する代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された学校栄養職員及び事務職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年島根県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第13条の表第13条第 1 項の項の次に次のように加える。

第13条第 4 項	第 2 項の	職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年島根県条例第 9 号。次項において「育児休業条例」という。）第13条の
第13条第 5 項	減じた割合、	減じた割合（その時間が育児休業条例第13条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する 7 時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合）、

第15条の表に次のように加える。

第19条の 5 第 4 項	第 2 項の	職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年島根県条例第 9 号。次項において「育児休業条
---------------	--------	--

		例」という。) 第15条の
第19条の 5 第 5 項	減じた割 合、	減じた割合（その時間が育児休業条例第15条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する 7 時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合）、

第23条の表第13条第 1 項の項の次に次のように加える。

第13条第 4 項	第 2 項の	職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年島根県条例第 9 号。次項において「育児休業条例」という。）第23条の
第13条第 5 項	減じた割 合、	減じた割合（その時間が育児休業条例第23条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する 7 時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合）、

第25条の表第19条の 5 第 1 項の項の次に次のように加える。

第19条の 5 第 4 項	第 2 項の	職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年島根県条例第 9 号。次項において「育児休業条例」という。）第25条の
第19条の 5 第	減じた割	減じた割合（その時間が育児休業条例第25条

5 項	合、	の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、100 分の 150（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）から 100 分の 100（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 125）を減じた割合）、
-----	----	--

（県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

- 3 県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 47 年島根県条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 3 号エ中「第 22 条の 9」を「第 22 条の 10」に改める。

（市町村立学校の教職員定数条例の一部改正）

- 4 市町村立学校の教職員定数条例（昭和 31 年島根県条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 号中「第 22 条の 9」を「第 22 条の 10」に改める。

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 8 号

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例

(島根県手数料条例の一部改正)

第 1 条 島根県手数料条例(平成12年島根県条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

別表10の 3 の項を次のように改める。

10の 3 土壤汚染 対策法関係手数料	(1) 土壤汚染対策法(平成14年法律第 53号。以下この項において「法」という。)第22条第 1 項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可を受けようとする者	237,000円
	(2) 法第22条第 4 項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可の更新を受けようとする者	203,000円
	(3) 法第23条第 1 項の規定に基づく汚染土壤処理業の変更の許可を受けようとする者	203,000円

別表29の項第 3 号イ中「460円」を「430円」に改める。

(島根県農業技術センター分析等手数料条例の一部改正)

第 2 条 島根県農業技術センター分析等手数料条例(昭和26年島根県条例第67号)の一部を次のように改正する。

別表 1 の表 3 の項に次の 1 号を加える。

(5) ガスクロマトグラフ質量分析	1 試料につき 32,600円
-------------------	--------------------

別表 2 の表中 4 の項を 5 の項とし、1 の項から 3 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表に 1 の項として次のように加える。

1 定性分析	ガスクロマトグラフ質量分析	1 試料につき 17,100円
--------	---------------	--------------------

(島根県畜産技術センター分析等手数料条例の一部改正)

第 3 条 島根県畜産技術センター分析等手数料条例（平成 17 年島根県条例第 84 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「分析」の次に「、牛の体外受精卵の生産」を加える。

別表 2 の表を別表 3 の表とし、別表 1 の表の次に次の 1 表を加える。

2 牛の体外受精卵の生産

区 分	金 額	
^{ちつ} 経膈採卵による体外受精卵の生産	1 回につき	34,000円

(島根県家畜保健衛生所条例の一部改正)

第 4 条 島根県家畜保健衛生所条例（昭和 44 年島根県条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 号及び別表第 7 中「体内受精卵」を「受精卵」に改める。

(島根県漁港管理条例の一部改正)

第 5 条 島根県漁港管理条例（昭和 34 年島根県条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 13 条関係）

占 用 の 形 態	占 用 料 の 額	占 用 料 の 額	
		ア	イ
荷さばき所、水産倉庫、漁船修理場、漁具干場、給水施設、給	1 平方メートル 1 年に	346円50銭	330円

油施設、製氷冷蔵施設、加工場、事務所又はこれらに類する施設の設置		つき			
起重機の設置		1 基 1 年に	2,845円50銭	2,710円	
砕氷塔（コンベアーを含む。）の設置		つき	6,520円50銭	6,210円	
柱類の建設	電柱	第 1 種	1 本 1 年に	556円50銭	530円
		第 2 種	つき	861円	820円
		第 3 種		1,155円	1,100円
	電話柱	第 1 種		504円	480円
		第 2 種		798円	760円
		第 3 種		1,050円	1,000円
	その他の柱類			50円40銭	48円
管類の布設	外径0.07メートル未満の管類	長さ 1 メートル 1 年に	21円	20円	
	外径0.07メートル以上0.1メートル未満の管類	つき	30円45銭	29円	
	外径0.1メートル以上0.15メートル未満の管類		45円15銭	43円	
	外径0.15メートル以上0.2メートル未満の管類		59円85銭	57円	
	外径0.2メートル以上0.3メートル未満の管類		90円30銭	86円	

	外径0.3メートル 以上0.4メートル 未満の管類		115円50銭	110円
	外径0.4メートル 以上0.7メートル 未満の管類		210円	200円
	外径0.7メートル 以上1メートル未 満の管類		304円50銭	290円
	外径1メートル以 上の管類		598円50銭	570円
施設又は工作物の設置を伴わ ない場合	1 平方メー トル 1 月に つき		31円50銭	30円

備考

- 1 漁港施設の占有面積が1平方メートル未満の端数であるとき、又は当該占有面積に1平方メートル未満の端数が生じたときは、当該端数は、1平方メートルとして計算する。
- 2 電柱（当該電柱に設置されている変圧器を含む。以下同じ。）、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）又はその他の柱類については、支柱及び支線もそれぞれ1本とみなし、H型のものは、柱類2本とみなす。
- 3 電柱及び電話柱における第1種とは、それぞれ3条以下の電線（当該電柱又は電話柱を設置するものが設置するものに限る。以下同じ。）を支持するものを、第2種とは、それぞれ4条又は5条の電線を支持するものを、第3種とは、それぞれ6条以上の電線を支持する

ものをいうものとする。

- 4 管類の布設延長が 1 メートル未満の端数であるとき、又は当該布設延長に 1 メートル未満の端数が生じたときは、当該端数は、1 メートルとして計算する。
- 5 占用料の額が月額で定められている場合において、漁港施設の占用期間が 1 月未満であるとき、又は当該占用期間に 1 月未満の端数を生じたときは、当該端数は、それぞれ 1 月として計算する。
- 6 占用料の額が年額で定められている場合において、漁港施設の占用期間が 1 年未満の端数であるとき、又は当該占用期間に 1 年未満の端数が生じたときの占用料の額は、当該端数を暦により月に計算して得た月数（1 月に満たない日数が生じたときは、1 月とする。）に、この表に定める占用料の年額を 12 で除して得た額を乗じて得た額とする。

（島根県道路占用料徴収条例の一部改正）

第 6 条 島根県道路占用料徴収条例（昭和 28 年島根県条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

占 用 物 件		占 用 料				
		単 位	所 在 地			
			ア		イ	
			市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域
法第 32 条第 1 項第 1 号に掲	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	630 円	530 円	661 円 50 銭	556 円 50 銭
	第 2 種電柱		970 円	820 円	1,018 円 50 銭	861 円

げる工 作物	第 3 種電柱		1,300円	1,100円	1,365円	1,155円
	第 1 種電話柱		560円	480円	588円	504円
	第 2 種電話柱		900円	760円	945円	798円
	第 3 種電話柱		1,200円	1,000円	1,260円	1,050円
	その他の柱類		56円	48円	58円80銭	50円40銭
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートル につき 1	6 円	5 円	6 円30銭	5 円25銭
	地下電線その他地下に設ける線類	年	3 円	3 円	3 円15銭	3 円15銭
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	550円	470円	577 円 50 銭	493 円 50 銭
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方 メートル につき 1 年	340円	290円	357円	304 円 50 銭
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	1,100円	950円	1,155円	997 円 50 銭
郵便差出箱及び信書便差出箱		470円	400円	493 円 50 銭	420円	
広告塔	表示面積 1 平方	2,000円	640円	2,100円	672円	

		メートル につき 1 年				
	その他のもの	占用面積 1 平方 メートル につき 1 年	1,000円	950円	1,050円	997 円 50 銭
法第32 条第 1 項第 2 号に掲 げる物 件	外 径 が 0.07 メートル未満 のもの	長 さ 1 メートル につき 1 年	24円	20円	25円20銭	21円
	外 径 が 0.07 メートル以上 0.1メートル未 満のもの		34円	29円	35円70銭	30円45銭
	外径が0.1メー トル以上0.15 メートル未満 のもの		51円	43円	53円55銭	45円15銭
	外 径 が 0.15 メートル以上 0.2メートル未 満のもの		67円	57円	70円35銭	59円85銭
	外径が0.2メー トル以上0.3 メートル未満 のもの		100円	86円	105円	90円30銭

	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		130円	110円	136円50銭	115円50銭
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		240円	200円	252円	210円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		340円	290円	357円	304円50銭
	外径が1メートル以上のもの		670円	570円	703円50銭	598円50銭
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積 1平方メートル	1,000円	950円	1,050円	997円50銭
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	につき1年	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.0042を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.0063を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.0084を乗じて得た額	

	上空に設ける 通路			1,000円	430円	1,050円	451円50 銭
	地下に設ける 通路			600円	210円	630円	220円50 銭
	その他のもの			1,000円	950円	1,050円	997円50 銭
法第32 条第1 項第6 号に掲 げる施 設	祭礼、縁日等 に際し、一時 的に設けるも の	占用面積 1平方 メートル につき1 日		20円	6円	21円	6円30銭
	その他のもの	占用面積 1平方 メートル につき1 月		200円	64円	210円	67円20銭
道路法 施行令 (昭和 27年政 令第 479 号。以 下「令」 とい う。)	看板 (アー チであ るもの を除 く。)	一時的 に設け るもの	表示面積 1平方 メートル につき1 月	200円	64円	210円	67円20銭
		その他 のもの	表示面積 1平方 メートル につき1 年	2,000円	640円	2,100円	672円
	標識		1本につ	840円	760円	882円	798円

第 7 条		き 1 年					
第 1 号 に掲げ る物件	旗ざお	祭礼、 縁日等 に 際 し、一 時的に 設ける もの	1 本につ き 1 日	20円	6 円	21円	6 円30銭
		その他 のもの	1 本につ き 1 月	200円	64円	210円	67円20銭
幕（令 第 7 条 第 2 号 に掲げ る工事 用施設 である ものを 除 く。）	祭礼、 縁日等 に 際 し、一 時的に 設ける もの	その面積 1 平 方 メートル につき 1 日	20円	6 円	21円	6 円30銭	
	その他 のもの	その面積 1 平 方 メートル につき 1 月	200円	64円	210円	67円20銭	
アーチ	車道を 横断す るもの	1 基につ き 1 月	2,000円	640円	2,100円	672円	
	その他 のもの		980円	320円	1,029円	336円	

令第 7 条第 2 号に掲げる工事用施設及び同条第 3 号に掲げる工事用材料		占有面積 1 平方メートルにつき 1	200円	64円	210円	67円20銭
令第 7 条第 4 号に掲げる仮設建築物及び同条第 5 号に掲げる施設		月	100円	95円	105円	99円75銭
令第 7 条第 6 号に掲げる施設	建築物	占有面積 1 平方メートルにつき 1	A に 0.014 を乗じて得た額	A に 0.018 を乗じて得た額	A に 0.0147 を乗じて得た額	A に 0.0189 を乗じて得た額
	その他のもの	年	A に 0.01 を乗じて得た額	A に 0.013 を乗じて得た額	A に 0.0105 を乗じて得た額	A に 0.01365 を乗じて得た額
令第 7 条第 9 号に掲げる器具			A に 0.025 を乗じて得た額		A に 0.02625 を乗じて得た額	

備考

- 1 所在地とは、占有物件の所在地をいい、各年度の初日後に占有物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分によるものとする。
- 2 第 1 種電柱とは、電柱（当該電柱に設置されている変圧器を含む。以下同じ。）のうち 3 条以下の電線（当該電柱を設置するものが設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第 2 種電柱とは、電柱のうち 4 条又は 5 条の電線を支持するものを、第 3 種電柱とは、電柱のうち 6 条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 3 第 1 種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち 3 条以下の電線（当該電話柱を設置するものが設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第 2 種電話柱とは、電話柱のうち 4 条又は 5 条の電線を支持するものを、第 3 種電話柱とは、電話柱のうち 6 条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置するもの以外のものが当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 A は、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが 1 平方メートル若しくは 1 メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに 1 平方メートル若しくは 1 メートル未満の端数があるときは、1 平方メートル又は 1 メートルとして計算するものとする。
- 8 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が 1 年未満であるとき、又はその期間に 1 年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1 月未満の端数があるときは 1 月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が 1 月未満であるとき、又はその期間に 1 月未満の端数があるときは 1 月として計算するものとする。

（島根県港湾施設条例の一部改正）

第 7 条 島根県港湾施設条例（昭和 39 年島根県条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第2（第3条・第4条関係）

港湾施設 の種類	利用の形態		使用料の額		
			ア	イ	
岸壁、棧 橋又は物 揚場	定期の客船、貨物船 又はフェリーボートの係留		1トン1日 につき	3円	3円15銭
	その 他の 船舶 の係 留	1係留12時間 以内の場合	1トンにつ き	4円65銭	4円88銭
		1係留12時間 を超え24時間 以内の場合		6円20銭	6円51銭
		1係留24時間 を超える場合		6円20銭に24 時間を超える 12時間までご とに3円10銭 を加算した額	6円51銭に24 時間を超える 12時間までご とに3円25銭 を加算した額
上屋 旅客 上屋	利用期間15日以下		1平方メー トル1日に つき	特等	特等
				22円	23円10銭
				2等	2等
	利用期間16日以上30 日以下		15日までの 期間 1平 方メートル 1日につき	5円	5円25銭
				特等	特等
				22円	23円10銭
16日以上 の期間 1平 方メートル		16日以上 の期間 1平 方メートル	2等	2等	
			44円	46円20銭	
			5円	5円25銭	

		1 日につき	10円	10円50銭
	利用期間31日以上1 年未満	15日までの 期間 1 平 方メートル 1 日につき	特等 22円 2 等 5 円	特等 23円10銭 2 等 5 円25銭
		16日から30 日までの期 間 1 平方 メートル1 日につき	特等 44円 2 等 10円	特等 46円20銭 2 等 10円50銭
		31日以上の 期間 1 平 方メートル 1 日につき	特等 66円 2 等 15円	特等 69円30銭 2 等 15円75銭
	利用期間 1 年	1 平方メー トル 1 年に つき	特等 15,870円 2 等 2,520円	特等 16,663円50銭 2 等 2,646円
貨物 上屋	利用期間15日以下	1 平方メー トル 1 日に つき	1 等 20円 2 等 10円	1 等 21円 2 等 10円50銭
	利用期間16日以上30 日以下	15日までの 期間 1 平 方メートル 1 日につき	1 等 20円 2 等 10円	1 等 21円 2 等 10円50銭
		16日以上の	1 等	1 等

			期間 1 平方メートル 1 日につき	1 等 30円 2 等 15円	31円50銭 2 等 15円75銭
		利用期間31日以上1年未満	15日までの期間 1 平方メートル 1 日につき	1 等 20円 2 等 10円	1 等 21円 2 等 10円50銭
			16日から30日までの期間 1 平方メートル 1 日につき	1 等 30円 2 等 15円	1 等 31円50銭 2 等 15円75銭
			31日以上の期間 1 平方メートル 1 日につき	1 等 40円 2 等 20円	1 等 42円 2 等 21円
			利用期間 1 年	1 平方メートル 1 年につき	1 等 8,200円 2 等 4,500円
コンテナ上屋	荷さばき場	利用期間 1 月未満	1 平方メートル 1 日につき	18円	18円90銭
		利用期間 1 月以上	1 平方メートル 1 月につき	540円	567円
	事務所			1,360円	1,428円

	くん 蒸上 屋		くん蒸 1 回 につき	15,000円	15,750円
水中木材 整理場		利用期間 2 月以下	1 月までの 期間 1 平 方メートル 1 月につき	13円	13円65銭
			1 月を超え る期間 1 平方メー トル 1 月につ き	20円	21円
		利用期間 2 月を超え る期間	1 月までの 期間 1 平 方メートル 1 月につき	13円	13円65銭
			1 月を超え 2 月までの 期間 1 平 方メートル 1 月につき	20円	21円
			2 月を超え る期間 1 平方メー トル 1 月につ き	26円	27円30銭
野積	舗装	利用期間15日以下	10平方メー	甲港湾	甲港湾

場	野積場		トル 1 日につき	31円 乙港湾 20円	32円55銭 乙港湾 21円
		利用期間16日以上	15日までの期間 10平方メートル 1日につき	甲港湾 31円 乙港湾 20円	甲港湾 32円55銭 乙港湾 21円
			16日以上の期間 10平方メートル 1日につき	甲港湾 36円 乙港湾 25円	甲港湾 37円80銭 乙港湾 26円25銭
	未舗装野積場	利用期間15日以下	10平方メートル 1日につき	甲港湾 20円 乙港湾 10円	甲港湾 21円 乙港湾 10円50銭
			利用期間16日以上	15日までの期間 10平方メートル 1日につき	甲港湾 20円 乙港湾 10円
		16日以上の期間 10平方メートル 1日につき		甲港湾 25円 乙港湾 15円	甲港湾 26円25銭 乙港湾 15円75銭
水中貯木場		1 平方メートル 1 月につき	17円	17円85銭	
冷凍コン		1 個 1 時間	170円	178円50銭	

テナ電源 施設				につき		
危険物置 場				1 平方メー トル 1 月に つき	甲港湾 62円 乙港湾 39円	甲港湾 65円10銭 乙港湾 40円95銭
移動 式荷 役機 械	クレ ーン			1 時間につ き	11,650円	12,232円50銭
	フォ ーク リフ ト				5,000円	5,250円
港湾施設 用地	上屋、倉庫又はこれ らに類する施設の敷 地			1 平方メー トル 1 月に つき	甲港湾 62円 乙港湾 39円	甲港湾 65円10銭 乙港湾 40円95銭
	柱類 の建 設	電柱	第 1 種	1 本 1 年に つき	甲港湾 630円 乙港湾 530円	甲港湾 661円50銭 乙港湾 556円50銭
			第 2 種		甲港湾 970円 乙港湾 820円	甲港湾 1,018円50銭 乙港湾 861円
			第 3 種		甲港湾 1,300円 乙港湾	甲港湾 1,365円 乙港湾

				1,100円	1,155円
	電話柱	第 1 種		甲港湾 560円	甲港湾 588円
			乙港湾 480円	乙港湾 504円	
		第 2 種		甲港湾 900円	甲港湾 945円
			乙港湾 760円	乙港湾 798円	
		第 3 種		甲港湾 1,200円	甲港湾 1,260円
			乙港湾 1,000円	乙港湾 1,050円	
		その他の柱類		甲港湾 56円	甲港湾 58円80銭
			乙港湾 48円	乙港湾 50円40銭	
管類 の布 設	外径 0.07 メー トル未満の管 類	長さ 1 メー トル 1 年に つき	甲港湾 24円	甲港湾 25円20銭	
			乙港湾 20円	乙港湾 21円	
			甲港湾 34円	甲港湾 35円70銭	
	外径 0.07 メー トル以上 0.1 メートル未満 の管類		乙港湾 29円	乙港湾 30円45銭	
	外径 0.1 メー トル以上 0.15		甲港湾 51円	甲港湾 53円55銭	

	メートル未満の管類		乙港湾 43円	乙港湾 45円15銭
	外径0.15メートル以上0.2メートル未満の管類		甲港湾 67円 乙港湾 57円	甲港湾 70円35銭 乙港湾 59円85銭
	外径0.2メートル以上0.3メートル未満の管類		甲港湾 100円 乙港湾 86円	甲港湾 105円 乙港湾 90円30銭
	外径0.3メートル以上0.4メートル未満の管類		甲港湾 130円 乙港湾 110円	甲港湾 136円50銭 乙港湾 115円50銭
	外径0.4メートル以上0.7メートル未満の管類		甲港湾 240円 乙港湾 200円	甲港湾 252円 乙港湾 210円
	外径0.7メートル以上1メートル未満の管類		甲港湾 340円 乙港湾 290円	甲港湾 357円 乙港湾 304円50銭
	外径1メートル以上の管類		甲港湾 670円 乙港湾 570円	甲港湾 703円50銭 乙港湾 598円50銭
	看板等の設置	表示面積 1	4,400円	4,620円

		平方メートル 1 年につき		
--	--	------------------	--	--

備考

- 1 船舶のトン数は、総トン数による。ただし、総トン数の不明な船舶については、知事が別に定める。
- 2 船舶のトン数に 1 トン未満の端数が生じたときは、当該端数は、1 トンとして計算する。
- 3 港湾施設の利用面積が 1 平方メートル未満の端数であるとき、又は当該利用面積に 1 平方メートル未満の端数が生じたときは、当該端数は、1 平方メートルとして計算する。ただし、野積場の利用面積が 10 平方メートル未満の端数であるとき、又は当該利用面積に 10 平方メートル未満の端数が生じたときは、当該端数は、10 平方メートルとして計算する。
- 4 上屋のうち、特等とは昭和 56 年度以降に供用を開始するものとし、1 等とは昭和 50 年度から昭和 55 年度までに供用を開始したものとし、2 等とは昭和 49 年度以前に供用を開始したものとする。
- 5 甲港湾とは、松江港、浜田港、安来港、河下港及び江津港とし、乙港湾とは、甲港湾以外の港湾とする。
- 6 電柱（当該電柱に設置されている変圧器を含む。以下同じ。）、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）又はその他の柱類については、支柱及び支線もそれぞれ 1 本とみなし、H 型のものは、柱類 2 本とみなす。
- 7 電柱及び電話柱における第 1 種とは、それぞれ 3 条以下の電線（当該電柱又は電話柱を設置するものが設置するものに限る。以下同じ。）を支持するものを、第 2 種とは、それぞれ 4 条又は 5 条の電線

を支持するものを、第 3 種とは、それぞれ 6 条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 8 管類の布設延長が 1 メートル未満の端数であるとき、又は当該布設延長に 1 メートル未満の端数が生じたときは、当該端数は、1 メートルとして計算する。
- 9 表示面積とは、看板等の表示部分の面積をいうものとし、当該面積が 1 平方メートル未満の端数であるとき、又は当該面積に 1 平方メートル未満の端数が生じたときは、当該端数は、1 平方メートルとして計算する。
- 10 港湾施設の利用期間が時間、日又は月で定められている場合において、当該利用期間が 1 時間、1 日又は 1 月未満の端数であるとき、又は当該利用期間に 1 時間、1 日又は 1 月未満の端数を生じたときは、当該端数は、それぞれ 1 時間、1 日又は 1 月として計算する。
- 11 港湾施設の利用期間が年で定められている場合において、当該利用期間が 1 年未満の端数であるとき、又は当該利用期間に 1 年未満の端数が生じたときの使用料の額は、当該端数を暦により月に計算して得た月数（1 月に満たない日数が生じたときは、1 月とする。）に、この表に定める使用料の年額を 12 で除して得た額を乗じて得た額とする。

（島根県空港条例の一部改正）

第 8 条 島根県空港条例（昭和 40 年島根県条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中「55 円 65 銭」を「45 円 15 銭」に、「53 円」を「43 円」に改める。

（島根県立都市公園条例の一部改正）

第 9 条 島根県立都市公園条例（昭和 49 年島根県条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 (第 4 条関係)

区 分		単 位	占 用 料			
			ア		イ	
			市部	町村部	市部	町村部
電柱、電 話柱その 他これら に類する もの	H柱及び人 形柱	1年1本 につき	3,000円	3,000円	3,150円	3,150円
	その他の柱 及び支線		1,500円	1,500円	1,575円	1,575円
変圧塔その他これに類 するもの		1年1平 方メート ルにつき	880円	880円	924円	924円
ハンドホール及びマン ホール		1年1個 につき	3,000円	3,000円	3,150円	3,150円
水道管、 下 水 道 管、ガス 管その他 これらに 類するも の	外径が0.07 メートル未 満のもの	1年1 メートル につき	24円	20円	25円20銭	21円
	外径が0.07 メートル以 上0.1メー トル未満の もの		34円	29円	35円70銭	30円45銭
	外径が0.1 メートル以 上0.15メー トル未満の もの		51円	43円	53円55銭	45円15銭

外径が0.15 メートル以 上0.2メー トル未満の もの	67円	57円	70円35銭	59円85銭
外径が0.2 メートル以 上0.3メー トル未満の もの	100円	86円	105円	90円30銭
外径が0.3 メートル以 上0.4メー トル未満の もの	130円	110円	136円50 銭	115円50 銭
外径が0.4 メートル以 上0.7メー トル未満の もの	240円	200円	252円	210円
外径が0.7 メートル以 上1メー トル未満の もの	340円	290円	357円	304円50 銭
外径が1 メートル	670円	570円	703円50 銭	598円50 銭

	以上のもの					
郵便差出箱及び信書便差出箱	1年1個につき	470円	400円	493円50銭	420円	
公衆電話所		1,100円	950円	1,155円	997円50銭	
その他のもの	1日10平方メートルにつき	39円	39円	40円95銭	40円95銭	

備考

- 1 1年を単位として計算する場合において、占用の期間が1年に満たない端数であるとき、又は1年に満たない端数を生じたときは当該端数を1年とし、1日を単位として計算する場合において、占用の期間が1日に満たない端数であるとき、又は1日に満たない端数を生じたときは当該端数を1日とする。
- 2 1平方メートルを単位として計算する場合において、面積が1平方メートルに満たない端数であるとき、又は1平方メートルに満たない端数を生じたときは当該端数を1平方メートルとし、10平方メートルを単位として計算する場合において、面積が10平方メートルに満たない端数であるとき、又は10平方メートルに満たない端数を生じたときは当該端数を10平方メートルとする。
- 3 1メートルを単位として計算する場合において、長さが1メートルに満たない端数であるとき、又は1メートルに満たない端数を生じたときは、当該端数を1メートルとする。
- 4 市部又は町村部の区分は、年度の初日における区分によるものとする。

附 則

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条及び第 8 条の規定は、それぞれ規則で定める日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第9号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第4号中「環境生活部環境政策課」の次に「若しくは廃棄物対策課」を加える。

第23条第1項中「健康福祉部障害者福祉課」を「健康福祉部障がい福祉課」に改める。

第29条第1項中「、健康福祉部地域福祉課」及び「（健康福祉部地域福祉課に勤務する職員にあっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定により市町村に派遣されている職員に限る。）」を削る。

第34条第1項及び第35条第1項中「又はわかしまね」を削る。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

島根県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 10 号

島根県職員定数条例の一部を改正する条例

島根県職員定数条例（昭和28年島根県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「51人」を「57人」に改める。

附 則

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 11 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年島根県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第24号を第25号とし、第12号から第23号までを 1 号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の 1 号を加える。

- (12) 社団法人島根県観光連盟（平成 4 年 4 月 1 日に社団法人島根県観光連盟という名称で設立された法人をいう。）

附 則

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 12 号

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（昭和48年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号。以下「農村工業等法」という。）」を削る。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

第 2 条及び第 3 条 削除

第 4 条中「青色申告書」の次に「（法人税法（昭和40年法律第34号）第 2 条第 40号又は所得税法（昭和40年法律第33号）第 2 条第 1 項第40号に規定する青色申告書をいう。次条及び第 7 条第 1 項において同じ。）」を、「提出する法人若しくは個人又は連結親法人」の次に「（法人税法第 2 条第12号の 7 の 2 に規定する連結親法人をいう。以下この条、次条及び第 7 条第 1 項において同じ。）」を、「連結完全支配関係」の次に「（同法第 2 条第12号の 7 の 5 に規定する連結完全支配関係をいう。第 7 条第 1 項において同じ。）」を、「ある連結子法人」の次に「（同法第 2 条第12号の 7 の 3 に規定する連結子法人をいう。以下この条及び第 7 条第 1 項において同じ。）」を、「租税特別措置法」の次に「（昭和32年法律第26号）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例第 2 条に規定する地区内において、同条に規定する青色申告書を提出する法人若しくは個人又は連結親法人若しくは当該連結親法人による連結

完全支配関係にある連結子法人が、同条に規定する製造の事業等の用に供するため、平成21年12月31日までの間に同条の規定に該当する設備を新設し、又は増設した場合には、なお従前の例による。

島根県希少野生動植物の保護に関する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 13 号

島根県希少野生動植物の保護に関する条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）

第 2 章 個体の取扱いに関する規制

第 1 節 個体の所有者の義務等（第 10 条・第 11 条）

第 2 節 個体の捕獲等及び譲渡し等の禁止（第 12 条—第 16 条）

第 3 章 生息地等の保護に関する規制

第 1 節 土地の所有者の義務等（第 17 条・第 18 条）

第 2 節 生息地等保護区（第 19 条—第 26 条）

第 4 章 保護管理事業（第 27 条—第 31 条）

第 5 章 雑則（第 32 条—第 37 条）

第 6 章 罰則（第 38 条—第 42 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、県内に生息し、又は生育する野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として県民の豊かな生活に欠かすことのできないものであることにかんがみ、県、県民等、民間団体及び事業者が協働して希少野生動植物の保護を図ることにより生物の多様性を確保し、もって県民共有の財産である健全な自然環境を次代に継承することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「希少野生動植物」とは、県内に生息し、又は生育する野生動植物の種（亜種又は変種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）のうち、県内にその本来の生息地又は生育地（以下「生息地等」とい

う。)を有するものであって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないもの
- (2) 種の個体の数が著しく減少しつつあるもの
- (3) 種の個体の主要な生息地等が消滅しつつあるもの
- (4) 種の個体の生息又は生育(以下「生息等」という。)の環境が著しく悪化しつつあるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、種の存続に支障を来す事情があるもの

2 この条例において「指定希少野生動植物」とは、希少野生動植物(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第4条第3項の国内希少野生動植物種及び同法第5条第1項の緊急指定種を除く。)のうち、知事が特に保護を図る必要があると認めて、第8条第1項の規定により指定するものをいう。

3 この条例において「県民等」とは、県民及び滞在者をいう。

4 この条例において「民間団体」とは、県内において野生動植物の保護を図るための活動を行う民間の団体をいう。

(県の責務)

第3条 県は、野生動植物の種が置かれている状況の把握に努めるとともに、希少野生動植物の保護のための総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(県民等の責務)

第4条 県民等は、希少野生動植物の保護に自ら努めるとともに、県が実施する希少野生動植物の保護に関する施策に協力するように努めなければならない。

2 県民等は、登山その他の野外活動を行うに当たっては、その活動が希少野生動植物の個体の生息地等の保護に支障を及ぼすことのないように配慮しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる希少野生動植物の個体の生息等の環境の悪化の防止に努めるとともに、県が実施す

る希少野生動植物の保護に関する施策に協力するように努めなければならない。

(財産権の尊重等)

第 6 条 この条例の適用に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重し、県民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、並びに県土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

(希少野生動植物保護基本方針)

第 7 条 知事は、希少野生動植物の保護のための基本方針（以下この条及び第 9 条第 1 項において「希少野生動植物保護基本方針」という。）を定めるものとする。

2 希少野生動植物保護基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 希少野生動植物の保護に関する基本構想
- (2) 指定希少野生動植物の選定に関する基本的な事項
- (3) 指定希少野生動植物の個体（卵及び種子を含む。以下同じ。）の取扱いに関する基本的な事項
- (4) 指定希少野生動植物の個体の生息地等の保護に関する基本的な事項
- (5) 保護管理事業（指定希少野生動植物の個体の生息地等の整備その他の指定希少野生動植物の保護を図るための事業をいう。以下同じ。）に関する基本的な事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、希少野生動植物の保護に関する重要事項

3 知事は、希少野生動植物保護基本方針を定めようとするときは、あらかじめ島根県自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

4 知事は、希少野生動植物保護基本方針を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、希少野生動植物保護基本方針の変更について準用する。

(指定希少野生動植物の指定等)

第 8 条 指定希少野生動植物は、あらかじめ審議会の意見を聴いて、知事が指定する。

2 知事は、前項の規定による指定（以下この条及び次条において「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して14日を経過する日までの間、その指定の案（次項及び第 4 項において「指定案」という。）を公衆の縦覧に供しなければならない。

3 前項の規定による公告があったときは、指定に係る利害関係人は、同項に規定する期間が経過する日までの間に、知事に指定案についての意見書を提出することができる。

4 知事は、指定案について異議がある旨の前項の意見書の提出があったときその他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

5 知事は、指定をするときは、その旨を告示しなければならない。

6 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

7 知事は、指定希少野生動植物の個体の生息等の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなつたと認めるとき又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を解除しなければならない。

8 第 1 項、第 5 項及び第 6 項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第 6 項中「前項の規定による告示」とあるのは、「第 8 項において準用する前項の規定による告示」と読み替えるものとする。

（県民及び民間団体による指定の提案）

第 9 条 県民及び民間団体は、規則で定めるところにより、理由を付して、指定をすることについて知事に対し、提案することができる。ただし、その提案は、希少野生動植物保護基本方針（第 7 条第 2 項第 2 号に掲げる事項に限る。）に適合するものでなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案があった場合において、必要があると認める

ときは、希少野生動植物に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

- 3 知事は、第 1 項の規定による提案があった場合において、指定をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該提案をしたものに通知しなければならない。

第 2 章 個体の取扱いに関する規制

第 1 節 個体の所有者の義務等

(個体の所有者等の義務)

第10条 指定希少野生動植物の個体の所有者又は占有者は、指定希少野生動植物を保護することの重要性を自覚し、その個体を適切に取り扱うように努めなければならない。

(助言又は指導)

第11条 知事は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、指定希少野生動植物の個体の所有者又は占有者に対し、その個体の取扱いに関し必要な助言又は指導をすることができる。

第 2 節 個体の捕獲等及び譲渡し等の禁止

(捕獲等の禁止)

第12条 指定希少野生動植物の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷(以下「捕獲等」という。)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 次条第 1 項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合
- (2) 人の生命又は身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない事由がある場合

(捕獲等の許可)

第13条 学術研究又は繁殖の目的その他規則で定める目的で指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に許可

の申請をしなければならない。

- 3 知事は、前項の申請に係る捕獲等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第 1 項の許可をしてはならない。
 - (1) 捕獲等の目的が第 1 項に規定する目的に適合しないこと。
 - (2) 捕獲等によって指定希少野生動植物の保護に支障を及ぼすおそれがあること。
 - (3) 捕獲等をする者が適当な飼養又は栽培のための施設（以下「飼養栽培施設」という。）を有しないことその他の事由により捕獲等に係る個体を適切に取り扱うことができないと認められること。
- 4 知事は、第 1 項の許可をする場合において、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。
- 5 知事は、第 1 項の許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。
- 6 第 1 項の許可を受けた者のうち法人であるものその他その許可に係る捕獲等に他人に従事させることについてやむを得ない事由があるものとして規則で定めるものは、規則で定めるところにより、知事に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者であることを証明する従事者証の交付を受けすることができる。
- 7 第 1 項の許可を受けた者は、その者若しくはその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者が第 5 項の許可証若しくは前項の従事者証を亡失し、又はその許可証若しくは従事者証が滅失したときは、規則で定めるところにより、知事に申請をして、その許可証又は従事者証の再交付を受けすることができる。
- 8 第 1 項の許可を受けた者又はその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者は、捕獲等をするときは、第 5 項の許可証又は第 6 項の従事者証を携帯しなければならない。
- 9 第 1 項の許可を受けて捕獲等をした者は、その捕獲等に係る個体を、適当な

飼養栽培施設に収容することその他の規則で定める方法により適切に取り扱わなければならない。

(捕獲等許可者に対する措置命令等)

第14条 知事は、前条第 1 項の許可を受けた者が同条第 9 項の規定に違反し、又は同条第 4 項の規定により付された条件に違反した場合において、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 知事は、前条第 1 項の許可を受けた者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこの条例に基づく処分に違反した場合において、指定希少野生動植物の保護に支障を及ぼすと認めるときは、その許可を取り消すことができる。

(譲渡し等の禁止)

第15条 指定希少野生動植物の個体及びその加工品（規則で定めるものに限る。）のうち、第12条の規定に違反して捕獲等をされたもの、又は同条ただし書の場合に該当して捕獲等をされたもので規則で定めるものは、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取りをしてはならない。

(報告徴収及び立入検査)

第16条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第13条第 1 項の許可を受けている者に対し、指定希少野生動植物の個体の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、指定希少野生動植物の個体の捕獲等に係る場所若しくは施設に立ち入り、指定希少野生動植物の個体、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 3 章 生息地等の保護に関する規制

第 1 節 土地の所有者の義務等

(土地の所有者等の義務)

第17条 土地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たっては、指定希少野生動植物の保護に留意しなければならない。

(助言又は指導)

第18条 知事は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、土地の所有者又は占有者に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し必要な助言又は指導をすることができる。

第 2 節 生息地等保護区

(生息地等保護区)

第19条 知事は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その個体の生息地等及びこれと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息等の状況を勘案してその指定希少野生動植物の保護のため重要と認めるものを、生息地等保護区として指定することができる。

2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物及び指定の区域の保護に関する指針（以下この条において「指定の区域等」という。）を定めてするものとする。

3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ審議会及び関係市町村の意見を聴かななければならない。

4 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して14日を経過する日までの間、指定の区域等の案（次項及び第6項において「指定案」という。）を公衆の縦覧に供しなければならない。

5 前項の規定による公告があったときは、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、同項に規定する期間が経過する日までの間に、知事に指定案についての意見書を提出することができる。

6 知事は、指定案について異議がある旨の前項の意見書の提出があったときそ

の他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

- 7 知事は、指定をするときは、その旨及び指定の区域等を告示しなければならない。
- 8 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 9 知事は、生息地等保護区に係る指定希少野生動植物の個体の生息等の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなつたと認めるとき又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を解除しなければならない。
- 10 第 3 項、第 7 項及び第 8 項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第 7 項中「その旨及び指定の区域等」とあるのは「その旨及び解除に係る指定の区域」と、第 8 項中「前項の規定による告示」とあるのは「第 10 項において準用する前項の規定による告示」と読み替えるものとする。
- 11 生息地等保護区の区域内（次条第 4 項第 8 号に掲げる行為については、同号に規定する湖沼又は湿原の周辺 1 キロメートルの区域内）において同項各号に掲げる行為をする者は、第 2 項の指針に留意しつつ、指定希少野生動植物の保護に支障を及ぼさない方法でその行為をしなければならない。

（管理地区）

第 20 条 知事は、生息地等保護区の区域内で指定希少野生動植物の保護のため特に必要があると認める区域を管理地区として指定することができる。

- 2 知事は、管理地区に係る指定希少野生動植物の個体の生息等の状況の変化その他の事情の変化により前項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるとき又はその指定を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を解除しなければならない。
- 3 前条第 2 項から第 8 項までの規定は第 1 項の規定による指定について、同条第 3 項、第 7 項及び第 8 項の規定は前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、同条第 7 項中「その旨及び指定の区域等」とあるの

は前項の規定による指定の解除については「その旨及び解除に係る指定の区域」と、同条第 8 項中「前項の規定による告示」とあるのは「次条第 3 項において準用する前項の規定による告示」と読み替えるものとする。

4 管理地区の区域内（第 8 号に掲げる行為については、同号に規定する湖沼又は湿原の周辺 1 キロメートルの区域内。第 23 条第 1 項及び第 24 条第 1 項において同じ。）においては、次に掲げる行為（第 10 号から第 14 号までに掲げる行為については、知事が指定する区域内及びその区域ごとに指定する期間内においてするものに限る。）は、知事の許可を受けなければ、してはならない。

- (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地（水底を含む。）の形質を変更すること。
- (3) 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
- (4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- (6) 木竹を伐採すること。
- (7) 指定希少野生動植物の個体の生息等に必要なものとして知事が指定する野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等を行うこと。
- (8) 管理地区の区域内の湖沼若しくは湿原であって知事が指定するもの又はこれらに流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
- (9) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- (10) 第 7 号の規定により知事が指定した野生動植物の種の個体その他の物以外の野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等を行うこと。
- (11) 指定希少野生動植物の個体の生息等に支障を及ぼすおそれのある動植物の種として知事が指定するものの個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと。
- (12) 指定希少野生動植物の個体の生息等に支障を及ぼすおそれのあるものとし

て知事が指定する物質を散布すること。

(13) 火入れ又はたき火をすること。

(14) 指定希少野生動植物の個体の生息等に支障を及ぼすおそれのある方法として知事が定める方法によりその個体を観察すること。

5 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に許可の申請をしなければならない。

6 知事は、前項の申請に係る行為が第 3 項において準用する前条第 2 項の指針に適合しないものであるときは、第 4 項の許可をしないことができる。

7 知事は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、第 4 項の許可に条件を付することができる。

8 第 4 項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に同項各号に掲げる行為に着手している者は、その規制されることとなった日から起算して 3 月を経過する日までの間に知事に規則で定める事項を届け出たときは、同項の規定にかかわらず、引き続きその行為をすることができる。

9 次に掲げる行為については、第 4 項の規定は、適用しない。

(1) 非常災害に対する必要な応急措置としての行為

(2) 通常管理行為又は軽易な行為で規則で定めるもの

(3) 木竹の伐採で、知事が管理地区ごとに指定する方法及び限度内においてするもの

10 前項第 1 号に掲げる行為であって第 4 項各号に掲げる行為に該当するものをした者は、その日から起算して 14 日を経過する日までの間に知事にその旨を届け出なければならない。

(立入制限地区)

第 21 条 知事は、管理地区の区域内で指定希少野生動植物の個体の生息等のため特にその保護を図る必要があると認める場所を、立入制限地区として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、その場所の土地の所

有者又は占有者（正当な権原を有する者に限る。次項及び第25条第 2 項において同じ。）の同意を得なければならない。

3 知事は、土地の所有者又は占有者が正当な理由により第 1 項の規定による指定を解除するよう求めたとき、又はその指定の必要がなくなつたと認めるときは、その指定を解除しなければならない。

4 何人も、知事が定める期間内は、立入制限地区の区域内に立ち入ってはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 非常災害に対する必要な応急措置としての行為をするために立ち入る場合

(2) 通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるものをするために立ち入る場合

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、知事がやむを得ない事由があると認めて許可をした場合

5 第19条第 7 項及び第 8 項の規定は第 1 項の規定による指定及び第 3 項の規定による指定の解除について、前条第 5 項及び第 7 項の規定は前項第 3 号の許可について準用する。この場合において、第19条第 7 項中「その旨及び指定の区域等」とあるのは、第 1 項の規定による指定については「その旨及び指定の区域」と、第 3 項の規定による指定の解除については「その旨及び解除に係る指定の区域」と、同条第 8 項中「前項の規定による告示」とあるのは、「第21条第 5 項において準用する前項の規定による告示」と読み替えるものとする。

（監視地区）

第22条 生息地等保護区の区域で管理地区の区域に属さない部分（次条第 1 項及び第24条第 1 項において「監視地区」という。）の区域内において第20条第 4 項第 1 号から第 5 号までに掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ知事に規則で定める事項を届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出（以下この条において「届出」という。）があった場合において届出に係る行為が第19条第 2 項の指針に適合しないものであるときは、届出をした者に対し、届出に係る行為をすることを禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 3 前項の規定による命令は、届出があった日から起算して30日（30日を経過する日までの間に同項の規定による命令をすることができない合理的な理由があるときは、届出があった日から起算して60日を超えない範囲内で知事が定める期間）を経過した後又は第5項ただし書の規定による通知をした後は、することができない。
- 4 知事は、前項の規定により期間を定めたときは、これに係る届出をした者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知しなければならない。
- 5 届出をした者は、届出をした日から起算して30日（第3項の規定により知事が期間を定めたときは、その期間）を経過した後でなければ、届出に係る行為に着手してはならない。ただし、知事が指定希少野生動植物の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めてその者に通知したときは、この限りでない。
- 6 次に掲げる行為については、第1項の規定は、適用しない。
 - (1) 非常災害に対する必要な応急措置としての行為
 - (2) 通常管理行為又は軽易な行為で規則で定めるもの
 - (3) 第19条第1項の規定による指定がされた時において既に着手している行為（措置命令等）

第23条 知事は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、管理地区の区域内において第20条第4項各号に掲げる行為をしている者又は監視地区の区域内において同項第1号から第5号までに掲げる行為をしている者に対し、その行為の実施方法について指示をすることができる。

- 2 知事は、第20条第4項若しくは第21条第4項の規定に違反した者、第20条第7項（第21条第5項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反した者、前条第1項の規定による届出をしないで同項に規定する行為をした者又は同条第2項の規定による命令に違反した者がその違反行為によって指定希少野生動植物の個体の生息地等の保護に支障を及ぼした場合において、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、これらの者に対し、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、その他指定希少野生動植物の個体の生息地等の保護のため必要な措置をとるべきことを命ずることができ

る。

(報告徴収及び立入検査等)

第24条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、管理地区の区域内において第20条第4項各号に掲げる行為をした者又は監視地区の区域内において同項第1号から第5号までに掲げる行為をした者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、生息地等保護区の区域内において前項に規定する者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が指定希少野生動植物の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(実地調査)

第25条 知事は、第19条第1項、第20条第1項又は第21条第1項の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

2 知事は、その職員に前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第1項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(損失の補償)

第26条 県は、第20条第4項の許可を受けることができないため、同条第7項の

規定により条件を付されたため又は第22条第 2 項の規定による命令をされたため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。

- 2 前項の補償を受けようとする者は、知事にその請求をしなければならない。
- 3 知事は、前項の請求を受けたときは、補償をすべき金額を決定し、その請求をした者に通知しなければならない。

第 4 章 保護管理事業

(保護管理計画)

第27条 知事は、保護管理事業の適正かつ効果的な実施に資するため、審議会の意見を聴いて保護管理計画を定めるものとする。

- 2 前項の保護管理計画は、保護管理事業の対象とすべき指定希少野生動植物ごとに、保護管理事業の目標、保護管理事業が行われるべき区域及び保護管理事業の内容その他保護管理事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項について定めるものとする。
- 3 知事は、第 1 項の保護管理計画を定めたときは、その概要を告示し、かつ、その保護管理計画を一般の閲覧に供しなければならない。
- 4 第 1 項及び前項の規定は、第 1 項の保護管理計画の変更について準用する。

(県民及び民間団体による保護管理計画の変更の提案)

第28条 県民及び民間団体は、規則で定めるところにより、理由を付して、前条第 1 項の保護管理計画を変更することについて知事に対し、提案することができる。

- 2 知事は、前項の規定による提案があった場合において、必要があると認めるときは、希少野生動植物に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。
- 3 知事は、第 1 項の規定による提案があった場合において、その保護管理計画を変更する必要があると判断したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該提案をしたものに通知しなければならない。

(認定保護管理事業等)

第29条 県は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、保

護管理事業を行うものとする。

- 2 国及び他の地方公共団体は、その行う保護管理事業であってその事業計画が第27条第1項の保護管理計画に適合するものについて、知事のその旨の確認を受けることができる。
- 3 国及び地方公共団体以外の者は、その行う保護管理事業について、その者がその保護管理事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその保護管理事業の事業計画が第27条第1項の保護管理計画に適合している旨の知事の認定を受けることができる。
- 4 知事は、前項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。第31条第2項又は第3項の規定によりこれを取り消したときも、同様とする。

第30条 認定保護管理事業等（県の保護管理事業、前条第2項の確認を受けた保護管理事業及び同条第3項の認定を受けた保護管理事業をいう。以下この条において同じ。）は、第27条第1項の保護管理計画に即して行われなければならない。

- 2 認定保護管理事業等として実施する行為については、第12条、第20条第4項及び第10項、第21条第4項、第22条第1項並びに第36条第2項及び第3項の規定は、適用しない。
- 3 生息地等保護区の区域内の土地の所有者又は占有者は、認定保護管理事業等として実施される保護管理事業のために必要な施設の設置に協力するように努めなければならない。
- 4 知事は、前条第3項の認定を受けて保護管理事業を行う者に対し、その保護管理事業の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

第31条 第29条第2項の確認又は同条第3項の認定を受けて保護管理事業を行う者は、その保護管理事業を廃止したとき、又はその保護管理事業を第27条第1項の保護管理計画に即して行うことができなくなったときは、その旨を知事に通知しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による通知があったときは、その通知に係る第29条第2

項の確認又は同条第 3 項の認定を取り消すものとする。

- 3 知事は、第29条第 3 項の認定を受けた保護管理事業が第27条第 1 項の保護管理計画に即して行われていないと認めるとき、又はその保護管理事業を行う者がその保護管理事業を適正かつ確実に実施することができなくなったと認めるとき若しくは前条第 4 項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、その認定を取り消すことができる。

第 5 章 雑則

(調査)

第32条 知事は、野生動植物の種の個体の生息等の状況、その生息地等の状況その他必要な事項について定期的に調査をし、その結果を、この条例に基づく指定又はその解除その他この条例の適正な運用に活用するものとする。

(県民及び民間団体の活動の促進)

第33条 県は、この条例の趣旨にのっとり県民及び民間団体が自発的に行う野生動植物の保護に関する活動を促進するために、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、県民及び事業者に対し、野生動植物の保護の必要性について理解が深まるよう、野生動植物に関する教育及び学習機会の充実その他の啓発活動を行うものとする。

(希少野生動植物保護巡視員等)

第34条 知事は、希少野生動植物の個体の生息等の状況又はその生息地等の状況の巡視等を行う県民及び民間団体を、希少野生動植物保護巡視員又は希少野生動植物保護巡視団体として認定することができる。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第35条 県は、希少野生動植物の保護に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力し、その推進に努めるものとする。

(国等に関する特例)

第36条 国若しくは県の機関又は他の地方公共団体が行う事務又は事業については、第11条、第12条、第15条、第18条、第20条第 4 項及び第10項、第21条第 4

項、第22条第 1 項、第23条第 1 項並びに第24条第 1 項及び第 2 項の規定は、適用しない。

2 国若しくは県の機関又は他の地方公共団体は、第12条第 2 号に掲げる場合以外の場合に指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等をしようとするとき、又は第20条第 4 項若しくは第21条第 4 項第 3 号の許可を受けるべき行為に該当する行為をしようとするときは、規則で定める場合を除き、あらかじめ、知事に協議し、その同意を得なければならない。

3 国若しくは県の機関又は他の地方公共団体は、第20条第 8 項の規定により届出をして引き続き同条第 4 項各号に掲げる行為をすることができる場合に該当する場合にその行為をするとき、又は同条第10項若しくは第22条第 1 項の規定により届出をすべき行為に該当する行為をし、若しくはしようとするときは、規則で定める場合を除き、これらの規定による届出の例により、知事にその旨を通知しなければならない。

(委任)

第37条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 罰則

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条、第15条又は第20条第 4 項の規定に違反した者
- (2) 第14条第 1 項又は第23条第 2 項の規定による命令に違反した者

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第13条第 4 項又は第20条第 7 項の規定により付された条件に違反した者
- (2) 第21条第 4 項の規定に違反した者

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第21条第 5 項において準用する第20条第 7 項の規定により付された条件に違反した者

- (2) 第22条第 1 項の規定による届出をしないで同項に規定する行為をし、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第22条第 2 項の規定による命令に違反した者
- (4) 第22条第 5 項の規定に違反した者

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第13条第 8 項の規定に違反して許可証又は従事者証を携帯しないで捕獲等をした者
- (2) 第16条第 1 項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (3) 第24条第 1 項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第 2 項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第25条第 4 項の規定に違反して、同条第 1 項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

第42条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第38条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して 9 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第 1 条から第 7 条まで及び次項の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(島根県自然環境保全条例の一部改正)

- 2 島根県自然環境保全条例（昭和48年島根県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第12条第 1 項中「（昭和36年島根県条例第11号）」の次に「、島根県希少野生動植物の保護に関する条例（平成22年島根県条例第13号）」を加える。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 14 号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第55号左欄中(81)を(82)とし、(66)から(80)までを(67)から(81)までとし、(65)の次に次のように加える。

(66) 法第104条の 2 の規定による介護老人保健施設の開設の許可等をした旨の
公示

第 2 条の表第55号左欄に次のように加える。

(83) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第15条第 3 号の規定による
適合高齢者専用賃貸住宅の届出の受理

附 則

この条例中第 2 条の表第55号左欄中(81)を(82)とし、(66)から(80)までを(67)から(81)までとし、(65)の次に次のように加える改正規定は公布の日から、同欄に次のように加える改正規定は平成22年 4 月 1 日から施行する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 15 号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成11年島根県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 7 号中「特別牛乳さく取処理業」を「特別牛乳搾取処理業」に改め、同項第33号中「かん詰又はびん詰食品製造業」を「缶詰又は瓶詰食品製造業」に改める。

別表第 1 の第 1 の 1 の(1)のイ中「及び昆虫」を「、昆虫等」に改め、同表の第 1 の 1 の(1)に次のように加える。

シ 殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合には、食品を汚染しないようにすること。

別表第 1 の第 1 の 1 の(3)のイ中「指定する」を「登録を受けた」に改め、同表の第 1 の 1 の(5)のイ中「点検し」の次に「、その記録を行い」を加え、同表の第 1 の 1 の(5)中オをクとし、エをキとし、同表の第 1 の 1 の(5)のウ中「出荷」の次に「又は販売」を加え、同表の第 1 の 1 の(5)中ウをカとし、イの次に次のように加える。

ウ 原材料は、適切なものを選択し、必要に応じて前処理を行うこと。

エ 原材料及び製品に異物が混入しないようにすること。

オ 製造等の工程において、食品に原材料として使用していない特定原材料（食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第 6 に掲げる食品をいう。）が混入しないようにすること。

別表第 1 の第 1 の 1 の(6)中オをキとし、エをカとし、ウをオとし、イの次に次のように加える。

ウ 従事者が、下痢、腹痛等の症状を呈している場合又は手指等に化膿^{のう}を伴う外傷がある場合に、当該者にその旨を営業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者（第 3 の 1 の食品衛生責任者をいう。）に報告させ、食

品衛生上の危害の発生の防止のための措置を講ずること。

- エ 従事者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第 6 条第 2 項に規定する一類感染症、同条第 3 項に規定する二類感染症（結核を除く。）又は同条第 4 項に規定する三類感染症の患者又は無症状病原体保有者（同条第11項に規定する無症状病原体保有者をいう。）であることが判明した場合は、保菌していないことが判明するまで食品に直接接触する業務に従事させないこと。

別表第 1 の第 1 の 2 の(2)のオ中「かん詰食品及びびん詰食品」を「缶詰食品及び瓶詰食品」に改め、同表の第 1 の 2 の(5)のウの(ウ)中「品質保持期限」を「賞味期限」に改め、同表の第 1 の 2 の(6)のア中「1 の(6)のア、イ及びエ」を「1 の(6)のアからエまで及びカ」に改め、同表の第 1 の 3 の(1)のイの(イ)中「盛付」を「盛付け」に改め、同表の第 1 の 3 の(5)中「特別牛乳さく取処理業」を「特別牛乳搾取処理業」に改め、同表の第 1 の 3 の(5)のア中「洗びん」を「洗瓶」に、「検びん」を「検瓶」に改め、同表の第 1 の 3 の(12)中「びん詰製品のびん」を「瓶詰製品の瓶」に、「検びん」を「検瓶」に改め、同表の第 1 の 3 の(13)中「びん詰製品のびん」を「瓶詰製品の瓶」に改め、同表の第 1 の 3 の(20)のウ中「かん詰又はびん詰製品」を「缶詰又は瓶詰製品」に改め、同表の第 1 の 3 の(20)のエ中「びん詰製品のびん」を「瓶詰製品の瓶」に改め、同表の第 1 の 3 の(21)中「かん詰又はびん詰食品製造業」を「缶詰又は瓶詰食品製造業」に改め、同表の第 1 の 3 の(21)のイ中「びん詰製品のびん」を「瓶詰製品の瓶」に改め、同表の第 2 中「製造」を「製造し、」に改め、同表に次のように加える。

第 5 記録の作成及び保存

- 1 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、原材料又は製品に係る仕入れ、出荷、販売その他必要な事項に関する記録の作成及び保存を行うこと。
- 2 1 の記録の保存期間は、製品の消費期限、賞味期限等に応じて合理的な期間を設定すること。

第 6 回収、廃棄等

- 1 製品に起因する食品衛生上の問題が発生した場合において、消費者に対する健康被害を未然に防止する観点から、当該製品を迅速かつ適切に回収するための連絡体制を整備し、具体的な回収の方法及び知事への報告の手順を定めること。
- 2 1の問題が発生した場合において回収された製品は、その他の製品等と明確に区別して保管し、適切に廃棄等の措置を講ずること。

第 7 情報の報告

医師の診断により、製品に起因するとされ、又はその疑いがあるとされた消費者の健康被害及び法の規定に違反していることが判明した製品に関する情報について、速やかに知事に報告すること。

別表第 2 の第 2 の 1 の(3)のうち「第 5 条各号」を「第 35 条各号」に改め、同表の第 2 の 1 の(3)のオ中「及び昆虫」を「、昆虫等」に、「消毒設備」を「消毒設備又は消毒器具」に、「流水式洗浄設備」を「流水式手洗い設備」に改め、同表の第 2 の 2 の(1)のアの(申)中「消毒設備」を「消毒設備又は消毒器具」に、「流水式洗浄設備」を「流水式手洗い設備」に改め、同表の第 2 の 2 の(1)のアの(カ)中「及び昆虫」を「、昆虫等」に改め、同表の第 2 の 2 の(1)のイの(ク)中「区画された」を「区分された」に改め、同表の第 2 の 2 の(1)のイの(カ)に次のただし書を加える。

ただし、施設の客席においてのみ飲食させる飲食店営業にあつては、この限りでない。

別表第 2 の第 2 の 2 の(1)のエの(イ)中「消毒設備」を「消毒設備又は消毒器具」に、「流水式洗浄設備」を「流水式手洗い設備」に改め、同表の第 2 の 2 の(3)の ア中「包装室」の次に「又は包装場所（製造室において製造場所と明確に区分された製品の包装をするための場所をいう。(24)の ア、(30)の ア及び(31)の アの(ア)において同じ。）」を加え、同表の第 2 の 2 の(5)のアの(イ)中「製造場所と明確に区画された」を「製造室に製造場所と明確に区分された」に改め、同表の第 2 の 2 の(5)のアの(カ)を次のように改める。

(カ) 製造室には、原材料のろ過機及び殺菌機を設け、かつ、殺菌機に

は、自記温度計を備えること。ただし、ろ過し、又は殺菌した原材料のみを使用する場合は、ろ過機又は殺菌機を設けないことができる。

別表第 2 の第 2 の 2 の(6)のオ中「洗びんを」を「洗瓶を」に、「自動洗びん機」を「自動洗瓶機」に改め、同表の第 2 の 2 の(7)中「特別牛乳さく取処理業」を「特別牛乳搾取処理業」に、「さく乳室」を「搾乳室」に改め、同表の第 2 の 2 の(8)のオ中「はっ酵乳」を「発酵乳」に改め、同表の第 2 の 2 の(8)のカ中「無糖れん乳又は無糖脱脂れん乳」を「無糖練乳又は無糖脱脂練乳」に改め、同表の第 2 の 2 の(10)のアの(カ)中「施設」の次に「又は設備」を加え、同表の第 2 の 2 の(10)のイの(ク)中「包装室」の次に「又は包装場所（食肉処理室において食肉処理場所と明確に区分された加工品の包装をするための場所をいう。）」を加え、同表の第 2 の 2 の(13)のア中「及び処理場所」を「、処理場所及び冷蔵庫又は冷凍庫」に改め、「、処理場所には冷蔵庫又は冷凍庫を」を削り、「販売場所及び陳列設備」を「陳列設備」に改め、「、冷蔵庫及び冷凍庫」を削り、同表の第 2 の 2 の(13)のカ中「消毒設備」を「消毒設備又は消毒器具」に、「流水式洗浄設備」を「流水式手洗い設備」に改め、同表の第 2 の 2 の(14)のキ中「処理場所」の次に「（処理を行わない場合にあつては、せり売場所）」を加え、「消毒設備」を「消毒設備又は消毒器具」に、「流水式洗浄設備」を「流水式手洗い設備」に改め、同表の第 2 の 2 の(19)中「はっ酵庫」を「発酵庫」に改め、同表の第 2 の 2 の(21)のエ中「消毒設備」を「消毒設備又は消毒器具」に、「流水式洗浄設備」を「流水式手洗い設備」に改め、同表の第 2 の 2 の(23)のオ中「はっ酵槽」を「発酵槽」に改め、同表の第 2 の 2 の(24)のア中「包装室」の次に「又は包装場所」を加え、同表の第 2 の 2 の(25)のア中「器具取扱場所、充てん室」の次に「又は充てん場所（製造室において製造場所と明確に区分された製品の充てんを行うための場所をいう。以下このア、(26)のア及び(27)のアにおいて同じ。）」を、「は、充てん室」の次に「又は充てん場所」を加え、同表の第 2 の 2 の(25)のオ中「さく取液受槽」を「搾取液受槽」に改め、同表の第 2 の 2 の(26)のア及び(27)のア中「充てん室」の次に「又は充てん場所」を加え、同表の第 2 の 2 の(28)のウを次のように改める。

ウ 製造室には、ろ過機及び豆汁又は豆乳の殺菌機を設けること。ただし、ろ過した原材料のみを使用する場合はろ過機を、豆汁及び豆乳について殺菌したもののみを使用する場合は殺菌機を設けないことができる。

別表第 2 の第 2 の 2 の(28)中オをカとし、同表の第 2 の 2 の(28)のエ中「油揚」を「油揚げ」に改め、同表の第 2 の 2 の(28)中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 製造室には、流水式換水装置を備えた製品貯蔵槽又は冷蔵庫を設けること。

別表第 2 の第 2 の 2 の(29)のア中「はっ酵庫」を「発酵庫」に改め、同表の第 2 の 2 の(30)のア及び(31)のアの(7)中「包装室」の次に「又は包装場所」を加え、同表の第 2 の 2 の(32)中「かん詰又はびん詰食品製造業」を「缶詰又は瓶詰食品製造業」に改め、同表の第 3 の 1 の(2)中「消毒設備」の次に「又は消毒器具」を加え、同表の第 3 の 2 の(2)のエ中「堅ろう材質」を「堅牢^{ろう}材質」に改め、同表の第 3 の 2 の(4)のア中「給水施設」を「給水設備」に改め、同表の第 3 の 2 の(4)のウ中「空きびん置場」を「空き瓶置場」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第1に次のように加える改正規定は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可の申請をした者の当該申請に係る同法第51条の規定に基づく営業の施設の基準（施行日以後に許可を受ける場合に限る。）は、改正後の特定基準（この条例（別表第2の第2の1の(3)のオ、第2の2の(1)のアの(8)及び第2の2の(1)のエの(4)の改正規定（「流水式洗浄設備」を「流水式手洗い設備」に改める部分に限る。））、同表の第2の2の(13)のアの改正規定、同表の第2の2の(13)のカの改正規定（「流水式洗浄設備」を「流水

式手洗い設備」に改める部分に限る。) 、同表の第 2 の 2 の(14)のキの改正規定 (「消毒設備」を「消毒設備又は消毒器具」に改める部分を除く。) 並びに同表の第 2 の 2 の(21)のエの改正規定 (「流水式洗浄設備」を「流水式手洗い設備」に改める部分に限る。) を除く。) による改正後の食品衛生法施行条例別表第 2 の規定による営業の施設の基準をいう。以下同じ。) とする。

- 3 この条例の施行の際現に食品衛生法第 52 条第 1 項の許可を受けている者及び前項に規定する者で施行日以後に同条第 1 項の許可を受けたものに係る同法第 51 条の規定に基づく営業の施設の基準は、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、改正後の特定基準とする。

島根県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 16 号

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中「笠 柄 団 地」を 「笠 柄 団 地
片 庭 団 地」 に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

島根県議会事務局条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 17 号

島根県議会事務局条例の一部を改正する条例

島根県議会事務局条例（昭和25年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(3) 政務調査課

附 則

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 18 号

県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和 29 年島根県条例第 6 号）

の一部を次のように改正する。

第 25 条の 2 第 2 項中「15,900 円」を「11,700 円」に改める。

(市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 2 条 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和 29 年島根県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条の 8 第 2 項中「15,900 円」を「11,700 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 19 号

島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例

島根県立高等学校等条例（昭和39年島根県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「授業料」の次に「又は受講料」を加え、「通信教育を受講する者は受講料」を「定時制の課程又は通信制の課程の聴講生として特定の科目を履修する者は聴講料」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する者であって高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）第12条第 3 項の規定による許可を受けて科目を履修するものは、当該科目の受講料を別表第 2 の定めるところにより納付しなければならない。

第 7 条の見出し中「受講料」の次に「及び聴講料」を加え、同条第 1 項中「受講料」の次に「及び聴講料」を加え、「受講を開始した日から 5 日以内に当該受講科目」を「受講科目又は聴講科目の履修の申込みの際に当該科目」に改め、同条第 2 項中「受講料」の次に「及び聴講料」を加える。

第 9 条中「、受講料」の次に「、聴講料」を加え、「授業料及び」を「授業料並びに」に改め、「された受講料」の次に「及び聴講料」を加える。

附則に次の 1 項を加える。

4 教育委員会は、第 3 条の規定にかかわらず、平成22年度以降に係る授業料又は受講料について、その納付を猶予することができる。ただし、専攻科に在学する者が納付すべき授業料については、この限りでない。

別表第 2 の 1 の表中「定時制の課程」の次に「（単位制による課程を除く。）」を加え、「28,800円」を「32,400円」に改め、別表第 2 の 2 の表を次のように改める。

2 受講料

区 分	金 額
定時制の課程（単位制による課程に限る。）	1 単位につき 1,620円
通信制の課程	1 単位につき 330円

別表第 2 の 4 の表を別表第 2 の 5 の表とし、別表第 2 の 3 の表を別表第 2 の 4 の表とし、別表第 2 の 2 の表の次に次の 1 表を加える。

3 聴講料

区 分	金 額
定時制の課程（単位制による課程に限る。）	1 単位につき 1,620円
通信制の課程	1 単位につき 330円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日において現に島根県立の高等学校に在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後において、編入学し、転学し、又は転籍した者に係る授業料の額は、この条例による改正後の島根県立高等学校等条例別表第 2 の規定にかかわらず、その者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 20 号

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例

(県立学校の職員定数条例の一部改正)

第 1 条 県立学校の職員定数条例（昭和31年島根県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「1,641人」を「1,638人」に、「203人」を「196人」に、「919人」を「957人」に、「82人」を「81人」に改める。

(市町村立学校の教職員定数条例の一部改正)

第 2 条 市町村立学校の教職員定数条例（昭和31年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「5,301人」を「5,280人」に、「375人」を「365人」に改める。

附 則

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 21 号

島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

島根県地方警察職員定員条例（昭和32年島根県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「71人」を「72人」に、「822人」を「824人」に、「431人」を「432人」に改める。

附 則

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。